

よみがえれ！
有明訴訟弁護団
(後藤富和)発行
092-512-1636
090-9602-0700

諫早湾干拓一開門を決断するときだ

【朝日・社説・12月7日】福岡、佐賀、長崎、熊本の4県に囲まれた有明海。その一角にある諫早湾の干拓をつぶしてできた農林水産省の干拓事業が大きな岐路を迎えた。

干拓地をつくるために諫早湾を堤防で閉ざしたことから、魚やエビの水揚げが減ったことには因果関係が認められる。閉め切ったままにするのは違法だから、準備の後にとりあえず5年間、排水門を開くようにと、福岡高裁が命じた。

国営諫早湾干拓事業は菅直人首相にとつて、無駄な公共事業批判の原点である。「ギロチン」と呼ばれた1997年の潮受け堤防の閉め切り以降、菅氏は再三、現地入りして、この事業を「走り出したら止まらない公共事業の典型」と訴えてきた。

しかも、開門は民主党の2009年の政策集にも載った。今年4月には与党と農水省の検討委員会が、開門調査が適当との報告書を、当時の赤松広隆農水相に提出した。赤松農水相もその意向を示していた。

いまこそ、開門に向けて動き出すため、菅首相自らが積極的に政治決断するときだ。一昨年、開門を命じた佐賀地裁判決に続く2連敗である。大局を考えれば、政府が上告するという選択はもはやないだろう。

農水省は地裁判決に対し「開門は困難」として控訴していた。いま、開門するかどうかを判断する環境影響評価(アセスメント)を進めている。

一方、干拓地や周辺で農業を営む人たちは、開門すれば堤防の内側にある淡水の調整池に海水が入って農業用水に使えなくなる、塩害などの被害も生じかねない、と反対してきた。

たしかに、干拓農地672ヘクタールに41の個人・法人が入植。08年4月から営農活動が本格化し、ジャガイモやタマネギなど約30種類が生産されている。

だが、今回の判決は農業用水の代替水源を確保できるのではないかと述べた。塩害の主張についても、農水省による客観的な資料に基づき立証がないと指摘した。

鳥取・島根両県の中海干拓地は、淡水化事業が中止になった後、「簡易ため池」を設けて営農が支障なく行われた。原告はこの事実をあげ、同じく畑作をしている諫早湾干拓地も「農業用水はまったく問題ない」という。

判決は常時開門に向けた改修などの期間として3年間の猶予を与えた。だが、農水省は02年にアセスせずに1カ月間の短期開門調

査をした。その際にとつた水門の底部だけを開ける方法ならば、いまの水門の構造のままでもできると農水省も認めている。

高潮の恐れがあるような天候など、防災に必要なときは、判決がいうように状況に応じて閉めればよい。対立してきた漁業者と農業者が共存できる道を、政府は目指すときである。

諫早、2番も開門命令 矛盾問われる菅政権

【毎日・12月7日】◇野党時代「無駄な公共事業」批判 上告巡り党内二分

長崎県の国営諫早湾干拓事業(諫早)の潮受け堤防排水門開門を巡る訴訟で6日、福岡高裁が再び国に開門を命じる判決を言い渡したことは、従来開門に積極的だった民主党

政権に、またも難しい政治判断を迫ることになった。野党時代から同事業を「無駄な公共事業の典型」と批判してきたのは、菅直人首相その人。政権交代後は開門判断の先送りを続けてきたが、上告すればかつての主張との矛盾を指摘されかねない。「判決理由をしっかりと読まないとい

国側敗訴の報を受け、この日政務で不在だった鹿野道彦農相に代わり

記者団に應對した筒井信隆副農相は、今後の対応について言葉が濁した。筒井氏は「上告と開門調査の二つの問題は、一緒のようで別個でもある」と、上告後に政治判断で開門調査に踏み切る可能性も示唆した。

民主党が昨年の衆院選直前にまとめた政策集には「開門によって入植業者の営農に塩害などの影響が生じないよう万全の対策を講じる」など、開門調査を前提とする記述がある。特に菅首相は、野党時代から諫早問題に強いこだわりを持っていた。党代表として小泉純一郎首相(当時)と政権を争った03年衆院選では、マニフェスト(政権公約)に「干拓事業は直ちに止める」と明記。国

に開門を命じた08年の佐賀地裁判決では、判決を「画期的」として「控訴を断念させる」と発言した。ところが首相就任後は、諫早問題での目立った発言はほとんどない。

鳩山政権下では農水省に政府・与党の検討委員会が設置され、今年4月に開門調査を妥当とする報告書を赤松広隆元農相に提出。赤松氏は7月の参院選前に開門の是非を判断する構えを見せた。だが、鳩山由紀夫前首相の突然の退陣後、こうした動きはほぼ止まっている。

民主党政権が簡単に開門を言えない背景には、潮受け堤防が閉め切られた当時と違い、すでに干拓地で営農が始まっている事情がある。

(以下、114号に続く)